

高崎工場

1. 廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）の維持管理方法

(1) 設置者名	日本化薬株式会社
(2) 設備名称	管理型最終処分場
(3) 設置場所	群馬県高崎市岩鼻町字下河原652番地3ほか2筆
(4) 問合せ先	日本化薬株式会社 高崎工場 環境保安部 TEL 027-346-1011

標記廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）の維持管理は次のとおりとします。

(1) 囲い等

- ①部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当該高崎工場施設周辺に囲い・フェンス等を設置する。
- ②高崎工場への入場につき、正門守衛所に守衛所係員を24時間常駐させる。

(2) 表示等

- ①立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示は法を遵守し、変更が生じた場合には、速やかに書き換えてその他必要な処置を講じる。
- ②立札等が破損した場合は、直ちに補修する。

(3) 定期的な測定、検査および点検

- ①最終処分場の観測井戸水の電気伝導度測定および水質検査を定期的を実施する。さらに放流水の水質検査を定期的を実施する。
- ②最終処分場周囲の囲い、擁壁、浸出処理設備、漏水検知システム、地下水観測井戸設備周辺の異常の点検を定期的を実施する。

(4) 記録および保管

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、記録を3年間保管する。

(5) 異常事態の対応

- ①廃棄物処理施設から飛散・漏洩・悪臭など異常な事態が生じた場合は、直ちに周辺地域への環境保全上必要な措置を講じる。
- ②特に地震、台風、大雨等の自然災害の際には現場巡視を重点的に実施し、破損や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故、異常の発生を未然に防止する。